

美しい宮崎づくりの担い手

県民

《役割》

- 主体的な美しい宮崎づくりの取組
- 地域で行われる取組への参加

事業者

《役割》

- 景観に配慮した事業活動の実施
- 地域で行われる取組への参加

- ・ 美しい宮崎づくり活動団体（県登録）
- ・ 景観形成促進機構（県指定）
- ・ 景観整備機構（市町村指定）

啓発・支援

関心・参加

情報提供・活動支援

機会・情報の提供
啓発・支援

関心・参加
提案

宮崎県

広域行政の担い手

《役割》

- 基本的かつ総合的な施策の実施
（※H29年度は推進計画を策定）
- 市町村、県民及び事業者の支援や連携体制づくり

本部会議

本部長：知事
副本部長：両副知事
本部長：各部長

<幹事会>

関係課長等

市町村

（景観行政団体）

景観行政の主体的な担い手

《役割》

- 県、県民及び事業者と連携し、地域の特性を生かした施策を推進

広域調整・支援・先導

協議・協力

市町村連絡会

【構成】

- ・ 県（都市計画課）
- ・ 市町村（景観主管課）
- ・ 景観形成促進機構、景観整備機構

有識者会議

【構成】

- ・ 学識経験者
- ・ 関係事業者
- ・ まちづくり活動団体 等

報告

助言

美しい宮崎づくりの
推進体制

美しい宮崎づくり推進本部設置要綱

平成29年4月17日
県土整備部都市計画課

(設置)

第1条 美しい宮崎づくり推進条例（平成29年宮崎県条例第23号）の規定に基づき、美しい宮崎づくりに関する施策を全庁的に推進するため、美しい宮崎づくり推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 美しい宮崎づくりの推進に係る総合調整に関すること。
- (2) 美しい宮崎づくりの推進に係る情報収集及び情報交換に関すること。
- (3) その他美しい宮崎づくりの推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 本部長は、本部を代表し、会務を総理する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、副本部長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 本部の会議は、必要に応じて本部長が招集する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を本部の会議に出席させることができる。

(幹事会)

第5条 本部の事務を補助するため、本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織し、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 幹事会の会議は、幹事長が招集する。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、県土整備部都市計画課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月17日から施行する。
- 2 宮崎県県土美化条例等検討会議設置要綱（平成27年12月15日県土整備部都市計画課定め。）は、廃止する。

別表第1（第3条関係）本部

区 分	職 名
本 部 長	知事
副 本 部 長	副知事
本 部 員	総合政策部長 総務部長 危機管理統括監 福祉保健部長 環境森林部長 商工観光労働部長 農政水産部長 県土整備部長 会計管理者 企業局長 病院局長 教育長 警察本部長

別表第2（第5条関係）幹事会

区 分	職 名	
幹 事 長	県土整備部次長（都市計画・建築担当）	
副 幹 事 長	総合政策課長 都市計画課長	
幹 事	総合政策部	総合交通課長 中山間・地域政策課長
	総務部	総務課長
	福祉保健部	福祉保健課長
	環境森林部	環境森林課長 環境森林課みやざきの森林づくり推進室長 自然環境課自然公園室長 森林経営課長 山村・木材振興課みやざきスギ活用推進室長
	商工観光労働部	商工政策課長 観光推進課長
	農政水産部	農政企画課長 農村計画課長 農村整備課長
	県土整備部	管理課長 技術企画課長 道路建設課長 道路保全課長 河川課長 建築住宅課長 営繕課長
	会計管理局	会計課長
	企業局	総務課長
	病院局	経営管理課長
	教育庁	総務課長 学校政策課長 文化財課長
	警察本部	警務課長

美しい宮崎づくり推進有識者会議設置要綱

平成29年4月19日
県土整備部都市計画課

(設置)

第1条 美しい宮崎づくりを推進するに当たり、学識経験者、事業者、まちづくり活動団体等から意見を聴取するため、美しい宮崎づくり推進有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 有識者会議は、次に掲げる事項について検討し、意見を述べる。

- (1) 美しい宮崎づくり推進計画に関すること。
- (2) その他美しい宮崎づくりの推進に関すること。

(構成)

第3条 有識者会議は、別表に掲げる委員をもって構成する。

(任期等)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第5条 有識者会議は、知事が招集する。

- 2 有識者会議に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 議長は、有識者会議を主宰する。
- 4 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、議長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 知事は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第6条 有識者会議の庶務は、宮崎県県土整備部都市計画課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、県土整備部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

別表（第3条関係）美しい宮崎づくり推進有識者会議委員名簿

区分	役職	氏名
学識 経験者	南九州大学 環境園芸学部 教授	せきにし たかやす 関西 剛康
	宮崎大学 地域資源創成学部 准教授	ねぎし ひろたか 根岸 裕孝
事業者	宮交ホールディングス株式会社 経営企画部長	たしろ けいぞう 田代 景三
	公益財団法人みやざき観光コンベンション協会 常務理事	はしもと えりこ 橋本 江里子
	九州旅客鉄道株式会社 宮崎総合鉄道事業部長	みやの はら けい 宮野原 佳
活動団体	一般社団法人宮崎県建築士会 専務理事	えびはら くにこ 海老原 邦子
	日南海岸地域シーニックバイウェイ推進協議会 事務局	たにごし いくこ 谷越 衣久子
	一般財団法人みやざき公園協会 ナーセリー事業部長	ながい きよこ 永井 佐代子
	宮崎県地域づくりネットワーク協議会 顧問	ひだか しげのぶ 日高 茂信
	みやざきツーリズム協議会 事務局長	ふくなが えいこ 福永 栄子
専門家 (写真)	宮崎日日新聞社 写真映像部長	なかしま まきたか 中島 雅隆
行政機関	国土交通省 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所 調査第二課長	
	宮崎市 都市整備部 景観課長	